

令和4年度 介護保険施設等運営指導実績（中西部圏域）

サ ー ビ ス 種 類	指 摘 ・ 指 導 事 項
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：運営規程において「その他の日常生活費」の費用の内訳が明らかにされていない。指導：運営規程において「その他の日常生活費」の費用の内訳を明らかにすること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：利用者の個人情報の事業所外部への提供について、介護保険の質の向上のための学会、研究会などでの事例研究発表等の場合は、利用者個人を特定できないようにカナなどを使用することになっているが、カナ表記でも個人が特定される可能性がある。指導：利用者個人が特定されない措置を講じること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：労働条件通知書と従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の勤務時間が異なっていた。指導：勤務の実態を確認して適切に記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、デイサービスとショートステイを兼務している看護師の勤務形態が実際の勤務形態と異なっていた。指導：勤務の実態を確認して適切に記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：出勤簿に就業規則等に定められている勤務開始時刻や勤務終了時刻を記入していた。指導：短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間を明確にすること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：職員研修の記録が明確でなかった。指導：職員研修の実施後は研修内容を明確に記録すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：介護事故報告書が提出されていなかった。指導：鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領に定める報告対象事案については速やかに県に対して報告を行うこと。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：管理者の出勤時刻、退勤時刻の記録がない。指導：短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間を明確にすること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：短期入所生活介護サービス計画の目標と居宅サービス計画の目標が同一であった。指導：短期入所生活介護サービス計画の目標は居宅サービス計画の目標に沿ったものとする。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：通所介護事業運営規程第8条第1項に「その1割の額」と記載されていた。指導：「利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額」等とすること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：サービス提供前の利用者に対する説明がなされていないものがあった。指導：サービス提供前に利用者に対する説明を行い、説明に対する利用者の同意を得て、必要書面の交付を行うこと。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：サービス担当者会議の記録に出席者の職種・氏名が記載されていないものがあった。指導：サービス担当者会議の記録に出席者の職種・氏名を記入すること。指導：受領した同意書に記入漏れがないかの確認を徹底すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：個人情報に係る同意書に記入すべき利用者、家族の氏名が空白のものがあった。指導：受領した同意書に記入漏れがないかの確認を徹底すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：運営規程の日用品費の内訳が明示されていない。指導：利用者にわかりやすく内訳を明示すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：通所介護計画に居宅サービス計画が十分に反映されていない。指導：通所介護計画は居宅サービス計画に沿ったものとする。

サービス種類	指 摘 ・ 指 導 事 項
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：通常の実施地域を超えた場合の交通費の徴収について、運営規程と重要事項説明書で定めが異なる。指導：両者を統一すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指導：日常生活費の徴収に係る契約書の規定について、同意することのチェック欄だけが記載されている。指摘：利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものが明確となるよう記載を見直すこと。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：介護事故について、米子市に報告されていたが県に報告されていないものがあった。指導：鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領に定める報告対象事案については速やかに県に対して報告を行うこと。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：個別機能訓練加算（Ⅰ）イについて、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した日時が確認できなかった。また、機能訓練指導員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成したことが確認できなかった。指導：機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した日時が確認できるように記録を残すこと。また、機能訓練指導員等の多職種が共同して個別機能訓練計画を作成したことの記録を残すこと。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者の就業環境が害されることを防止するための方針が明確化されていなかった。指導：ハラスメントを防止するための指針を定めること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：サービスの提供が通院等のための乗降介助に偏っている。指導：通院等のための乗車又は降車の介助を行う場合も身体介護又は生活援助を総合的に提供すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：重要事項説明書3(6)に徴収することのできない交通費について記載されている。指導：通常のサービス実施地域においては交通費を徴収できないので記載を修正すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：サービス実施記録について、サービス実施時間に訪問介護計画上の提供時間を記載していた。指導：サービス実施時間は訪問介護を実際に行った時間を記録すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：業務継続計画に策定等に向けた取り組みがなされてなかった。指導：業務継続計画の策定、衛生管理について必要な措置を講じるよう努めること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：労働条件通知書において、サービス付き高齢者向け住宅の業務に携る職員であるのに就業の場所が訪問介護事業所だけとなっている。指導：勤務関係を明らかにするため、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方の業務に携る職員については、労働条件通知書の就業場所について、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：訪問介護計画が居宅サービス計画と同一であった。指導：訪問介護計画は居宅サービス計画と同一ではなく、居宅サービス計画に沿ったものとする。
福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	指摘：特定事業所加算の算定要件について、訪問介護員のサービス提供責任者に対するサービス提供後の報告が明確でないものがあった。指導：訪問介護員のサービス提供責任者に対するサービス提供後の報告が明確にわかるよう記録すること。
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	指摘：サービス提供記録と訪問介護計画が一致しないものがあった。指導：訪問介護計画に応じたサービスを提供するとともに、提供内容の記録は適切に行うこと。

サービス種類	指 摘 ・ 指 導 事 項
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	指摘：訪問看護師が、所属する病院（法人）から訪問看護ステーションに配置されたことが雇用契約書等で確認できない。指導：訪問看護師が、所属する病院（法人）から訪問看護ステーションに配置されたことが確認できる書類（辞令書等）を整備すること。
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、勤務形態の区分が実際の勤務形態と異なる。指導：勤務形態の区分を正しく記載すること。
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、管理者の勤務形態と勤務時間が記載されていない。指導：管理者の勤務形態と勤務時間を記載すること。
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	指摘：自立支援に係る支援計画の内容について個別具体的なものであることが明確でなかった。指導：自立支援に係る支援計画の内容がより個別具体的なものとなるよう、関係職種が共同して個々の入所者の特性に配慮しながら個別に作成すること。
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	指摘：リハビリテーションマネジメント加算(B)ロの算定要件として、訪問リハビリテーション計画について、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることになっているが、訪問リハビリ計画に利用者の同意が確認できないものがあった。指導：速やかに同意のサイン等を得ること。
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がB（常勤で兼務）となっている。指導：C（常勤以外で専従）に該当するので修正すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者の雇用契約書等に就業の場所、従事する業務、就業する時間が、居宅介護事業所・訪問介護事業所・有料老人ホーム（以下、「各事業所」という。）ごとに記載されていないため、従業者の配置基準が確認できなかった。指導：雇用契約書等について、就業の場所、従事する業務、就業する時間を、各事業所ごとに明確に記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：各事業所ごとの勤務計画が作成されていなかった。指導：従業者の勤務計画を作成する時点において各事業所ごとの指定基準を満たす人員配置による勤務計画を作成すること。各事業所に勤務する職員について、各事業所ごと、職員ごと、勤務日ごと、勤務時間帯ごとに勤務計画を作成し、各事業所における職員の勤務時間が把握できるようにすること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者との秘密保持契約について、利用者や家族の秘密に関する守秘義務が明示されていない。指導：退職後を含む秘密の保持について、従業者と取り決めを交わす等の必要な措置を講じること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：虐待防止委員会と身体拘束適正化検討委員会の、役割が一部共通する2つの委員会が設置されている。指導：双方の委員会の整合を取りながら運営すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：運営規程に虐待防止委員会の設置が記載されていなかった。指導：運営規程に虐待防止委員会の設置を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：居宅サービス計画に位置付けられているサービス内容が、訪問介護計画に反映されていなかった。指導：訪問介護計画は居宅サービスの内容に沿ったものとする。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、訪問介護事業所と有料老人ホームの双方で勤務する従業者の勤務形態の記載が適切ではなかった。指導：勤務の実態を確認して適切に記載すること。

サービス種類	指 摘 ・ 指 導 事 項
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：重要事項説明書において、保険者が苦情・相談窓口に記載されていない。指導：利用者に関係のある保険者を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：労働条件通知書において、サービス付き高齢者向け住宅の業務に携る職員であるのに就業の場所が訪問介護事業所だけとなっている。指導：勤務関係を明らかにするため、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方の業務に携る職員については、労働条件通知書の就業場所について、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：特定事業所加算の算定要件について、訪問介護員のサービス提供責任者に対するサービス提供後の報告が明確でないものがあった。指導：訪問介護員のサービス提供責任者に対するサービス提供後の報告が明確にわかるよう記録すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指導：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、訪問看護師の勤務形態が実際の勤務形態と異なっていた。指導：勤務の実態を確認して正しく記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：運営規程の通常の事業の実施地域は米子市、重要事項説明書の通常の事業の実施地域は米子市と境港市となっている。指導：運営規程及び重要事項説明書の内容を再確認し修正すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：重要事項説明書の職員体制について、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表と異なっている。指導：勤務の実態を確認して正確に記入すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：労働条件通知書において、サービス付き高齢者向け住宅の業務に携る職員であるのに就業の場所が訪問介護事業所だけとなっている。指導：勤務関係を明らかにするため、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方の業務に携る職員については、労働条件通知書の就業場所について、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：特定事業所加算の算定要件について、訪問介護員のサービス提供責任者に対するサービス提供後の報告が明確でないものがあった。指導：訪問介護員のサービス提供責任者に対するサービス提供後の報告が明確にわかるよう記録すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、訪問介護員の勤務形態が実際の勤務形態と異なっていた。指導：勤務の実態を確認して正しく記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、理学療法士の勤務形態が実際の勤務形態と異なっていた。指導：勤務の実態を確認して正しく記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：重要事項説明書の職員体制と従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表が異なっていた。指導：重要事項説明書には実態に応じた勤務の体制を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表と出勤簿が一致していないケースがあった。指導：訪問介護員等について日々の勤務時間を明確にすること。

サービス種類	指摘・指導事項
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：労働条件通知書において、サービス付き高齢者向け住宅の業務に携る職員であるのに就業の場所が訪問介護事業所だけとなっている。指導：勤務関係を明らかにするため、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方の業務に携る職員については、労働条件通知書の就業場所について、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：特定事業所加算の算定要件について、訪問介護員のサービス提供責任者に対するサービス提供後の報告が明確でないものがあつた。指導：訪問介護員のサービス提供責任者に対するサービス提供後の報告が明確にわかるよう記録すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：重要事項説明書の職員体制について、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表と異なっている。指導：勤務の実態を確認して正しく記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、理学療法士の勤務形態が実際の勤務形態と異なっていた。また、サービス提供責任者と訪問介護員の兼務者を2段に分けているが2段とも訪問介護員になっていた。指導：勤務の実態を確認して正しく記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：訪問介護計画の短期目標が居宅サービス計画に沿ったものではなかった。また、訪問介護計画の短期目標とモニタリングの短期目標が異なっていた。指導：訪問介護計画の短期目標は居宅サービス計画に沿ったものとする。訪問介護計画とモニタリングの短期目標のどちらが適切かを確認して、適切な目標を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：運営規程の事業所の所在地が実際の所在地と異なっていた。指導：所在地を正しく記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：訪問看護指示書の指示内容が記載されていなかった。指導：指示内容は指示書により確認すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：労働条件通知書において、サービス付き高齢者向け住宅の業務に携る職員であるのに就業の場所が訪問介護事業所だけとなっている。指導：勤務関係を明らかにするため、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方の業務に携る職員については、労働条件通知書の就業場所について、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：重要事項説明書の職員体制について、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表と異なっている。指導：どちらが正しいのか確認して整合させること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、常勤専従の訪問介護員の勤務形態がB（常勤で兼務）となっている。指導：A（常勤で専従）に修正すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：運営規程の営業日は月曜日から土曜日であるが、日曜日でもサービスを提供している。指導：運営規程を修正すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：誓約書について、誓約事項に従業者の秘密保持がなかった。指導：誓約事項に従業者は正当な理由なく利用者や家族の秘密を漏らさない責務を負うことを入れること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：訪問介護重要事項説明書のサービス内容に関する相談、要望、苦情窓口について記載がなかった。指導：利用者に関係のある保険者を記載すること。
訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護	指摘：訪問介護重要事項説明書の職員体制が明確ではなかった。指導：重要事項説明書は実態に応じた勤務体制を記載すること。

サービス種類	指 摘 ・ 指 導 事 項
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	指摘：訪問介護計画と居宅サービス計画の目標が同一であった。指導：通所介護計画の目標は、居宅介護サービス計画と同一ではなく、居宅介護サービス計画に沿ったものとする。
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表において、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者・サービス提供責任者との兼務関係が明確ではなかった。指導：県長寿社会課のホームページにある参考様式等を確認して、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者・サービス提供責任者との兼務関係を明確にすること。
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	指摘：サービス実施記録について、サービス実施時間に訪問介護計画上の提供時間を記載していた。指導：サービス実施時間は訪問介護を実際に行った時間を記録すること。
通所リハビリテーション、介護予防 通所リハビリテーション	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、勤務形態が実態と異なっていた。指導：勤務の実態を確認して正確に記入すること。
通所リハビリテーション、介護予防 通所リハビリテーション	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、週平均の勤務時間、常勤換算後の人数に未記入の箇所があった。指導：訪問介護員等について日々の勤務時間等を明確にすること。
通所リハビリテーション、介護予防 通所リハビリテーション	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、常勤換算後の人数が正しくない。指導：常勤換算は正確に計算すること。
通所リハビリテーション、介護予防 通所リハビリテーション	指摘：タブレット端末に保存していた訪問介護員ごとの研修記録が、タブレット端末のリース契約変更（業者変更）に伴い消失していた。指導：利用者等に関する諸記録は5年間保存すること。
通所リハビリテーション、介護予防 通所リハビリテーション	指摘：訪問介護計画の変更にあたり、変更前の計画をそのまま利用しており、目標期間の日付等が修正されていなかった。指導：訪問介護計画の変更は、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い適切に行うこと。
通所リハビリテーション、介護予防 通所リハビリテーション	指摘：居宅サービス計画の短期目標が複数の項目から成っているのに訪問介護計画ではそれらがひとまとめになっていた。指導：訪問介護計画は居宅サービス計画に沿ったものとする。
通所介護	指摘：特定事業所加算の算定要件について、サービス提供責任者の訪問介護員に対する指示伝達に必要な事項が不足していた。指導：サービス提供責任者の訪問介護員に対する指示伝達は、①利用者のADLや意欲、②利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、③家族を含む環境、④前回のサービス提供時の状況について、その変化の動向を含め文書等に記載して行うこと。
通所介護	指摘：口腔機能向上加算について、口腔機能改善管理指導計画の説明をして同意を得たことが確認できなかった。当該計画の説明をして同意を得たことが明確に分かるようにすること。指導：口腔機能向上加算について、口腔機能改善管理指導計画の説明をして同意を得たことが確認できなかった。当該計画の説明をして同意を得たことが明確に分かるようにすること。
通所介護	指摘：通所介護計画の目標が、居宅介護サービス計画の目標と同一であった。指導：通所介護計画の目標は、居宅介護サービス計画と同一ではなく、居宅介護サービス計画に沿ったものとする。
通所介護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表に管理者と管理栄養士が記載されていなかった。指導：通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間等を明確にすること。

サービス種類	指摘・指導事項
通所介護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、勤務形態が実態と異なっていた。指導：勤務の実態を確認して正確に記入すること。
通所介護	指摘：運営規程、重要事項説明書の職員の配置状況等について、配置されていない職種（歯科衛生士）が記載されている。指導：配置の見込みがなければ運営規程等の見直しを行うこと。
通所介護	指摘：入浴介助加算を算定するものとして届出がされているが実際は算定をしていない。指導：事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届出すること。
通所介護	指摘事項：口腔機能向上加算について、口腔機能改善管理指導計画の説明をして同意を得たことが確認できなかった。指導事項：計画の説明をして同意を得たことが明確に分かるようにすること。
通所介護	指摘：移行支援加算について、通所介護事業所に通所リハビリテーション計画書を提供したことが確認できなかった。指導：通所介護事業所に通所リハビリテーション計画書を提供した記録を残しておくこと。
通所介護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、勤務形態が実態と異なっていた。指導：勤務の実態を確認して正確に記入すること。
通所介護	指導：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表に記載されていない従業者がいた。指摘：看護・介護職員等の配置等を明確にすること。
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	指摘：経口移行加算について、医師の指示内容が確認できないものがあつた。指導：医師の指示内容はすべて記録として残すようにすること。
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	指摘：施設サービス計画の変更について、変更前の計画をそのまま利用しており、必要な修正が行われていなかった。指導：施設サービス計画の変更は、施設サービス計画の実施状況の把握を行い適切に行うこと。
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	指摘：サービス担当者会議の議事録に、会議の検討結果が記載されていなかった。指導：検討事項だけではなく、検討結果についても記載しておくこと。
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	指摘：運営規程の職員の職種、員数等について、支援相談員と管理栄養士が常勤となっており、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表と異なる。指導：勤務の実態を確認して常勤・非常勤の別を明確にすること。
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	指導：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の職種に介護支援専門員が記載されていない。指摘：看護・介護職員等の配置等を明確にすること。
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	指摘：労働条件通知書において、サービス付き高齢者向け住宅の業務に携る職員であるのに就業の場소가訪問介護事業所だけとなっている。指導：勤務関係を明らかにするため、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方の業務に携る職員については、労働条件通知書の就業場所について、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方を記載すること。
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	指摘：運営規程の営業日は月曜日から土曜日であるが日曜日でもサービスを提供している。指導：運営規程を修正すること。
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	指摘：重要事項説明書の職員体制について、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表と異なっている。指導：どちらが正しいのか確認して整合させること。

サービス種類	指摘・指導事項
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	指摘：労働条件通知書に署名のないものがあった。指導：従業者に署名をしてもらうこと。
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	指摘：利用者記録の性別に誤りがあった。指導：正確に記載すること。
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	指摘：訪問リハビリテーション計画について、初回評価をサービス提供開始から2週間以内にすることとなっているが、その記録が残されていなかった。指導：初回評価について記録を残しておくこと。
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、管理者と従業者の勤務形態等が記載されていなかった。指導：管理者を記載すること。指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	指摘：従業者の就業環境が害されることを防止するための方針が明確化されていなかった。指導：ハラスメントを防止するための指針を定めること。
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	指摘：重要事項説明書のサービス内容に関する相談・苦情窓口について実際と異なる窓口の記載があった。指導：正しい相談・苦情窓口を記載すること。
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	指摘：個人情報等に関する誓約書がない従業者がいた。指導：すみやかに誓約書の提出を求めること。
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	(1) 居宅サービス（訪問介護）契約書の第10条「サービス提供の記録等」の保存期間が2年間となっていたので、5年間に改めること。 (2) 従業員の配置（サービス提供責任者、訪問介護員）について、労働条件通知書の書面等で確認が出来なかったので、適切に整備すること。
介護医療院	(1) 管理者の配置について、出勤簿、辞令等で確認できなかったので、適切に整備すること。 (2) 生活相談員について、サービスを提供している時間帯の配置について確認できない日があったので、適切に記録を整備すること。 (3) 運営規程上のサービス提供時間と実際にサービスを行っている時間帯に乖離が生じているので、整合性を図るよう検討されたい。
介護医療院	(1) 生活相談員の職種の配置について、辞令等で確認できなかったので、適切に整備すること。
介護医療院	(1) 管理者の配置について、書面上で確認できなかったので、辞令書等により整備すること。